

デジタル技術を活用した効率的・効果的な住民基本台帳事務等の
あり方に関するワーキンググループ（第４回） 議事概要

開催日時：令和７年６月２６日（木）１０：００～１２：００

開催場所：中央合同庁舎第２号館第２特別会議室 ※WEB会議と併用

出席者：大屋座長、大須賀構成員、小尾構成員、柿崎構成員、楠構成員、芝崎構成員、
杉田構成員、巽構成員、中島構成員、早川構成員、松崎構成員、松前構成員

事務局：阿部自治行政局長、犬丸住民制度課長、小牧マイナンバー制度支援室長 ほか

オブザーバー：全国知事会、全国市長会、全国町村会、地方公共団体情報システム機構

【議事次第】

1. 開会
2. 事務局提出資料について
3. 意見交換
4. 閉会

【議事概要】

事務局から資料に沿って説明。その後、意見交換を実施。

【意見交換】

（住民票の写しの交付について）

- コンビニ交付に係る費用負担構造の見直しは、小規模団体の参加拡大につながると考える。
- コンビニ交付の費用負担構造の見直しについては、市町村の意見も聴きながら検討していただきたい。
- これまでの議論を踏まえると、費用負担構造の見直しに伴い、一定規模以上の市町村は一定の負担は覚悟しないといけなと考えられる。また、住民記録システムと戸籍システムの担当ベンダが異なる場合は、戸籍証明書に関するコンビニ交付が導入しづらいという声があるが、システム標準化がなされると、担当ベンダが異なっても、コンビニ交付システムへの連携がしやすくなると考える。
- 中間とりまとめ（案）P.12の注釈22について、本文に記載している「データ最小化の原則」を規定しているのはEUが定めるGDPRなので、これを最初に記載し、次にOECD

8 原則を記載するよう順序を修正すべきではないか。

また、P. 12 にある電子交付のリスクについては、本来不要な情報が相手方に渡るリスクと、相手方に渡った後で不正に名寄せ等が行われるリスクを分けて記載すべき。

- 中間とりまとめ（案）P. 12 の注釈 22 について、「データ最小化の原則」に関連するものとして、個人情報保護法第 22 条に加え「利用目的の制限」を規定した第 18 条も記載すべき。
- 新しい技術を導入する際は、窓口の状況を鑑みて検討を行うほか、市町村への支援も併せて行ってほしい。例えば、今月からマイナンバーカードの iPhone 搭載が始まっているが、iPhone に搭載されたカードを市町村窓口でどうやって読み取ればいいのか等、現場にあまり情報が届いていないのが実情である。
- VC については、机上検証では課題を捉えきれない場合もあるので、意欲的な市町村で実証実験などができればよいのではないか。
- VC については、技術的な観点もあるため、まずはデジタル庁の有識者会議での検討が必要と考える。その上で、市町村の現場の実情を踏まえて検討を行う必要性について記載することも考えられるのではないか。

（マイナンバーカードの交付・電子証明書記録等について）

- カードの交付前設定を J-LIS で集約処理することについては、中間とりまとめ（案）に記載されているとおり、前向きに検討いただきたい。

（転入・転居手続のオンライン化について）

- 中間とりまとめ（案）P. 20 の結論部分について、転入・転居手続のオンライン化に関しては様々な課題があり、すぐには実現が難しいということであれば、記載ぶりにはもう少し工夫が必要でないか。

（住基ネット関連システムの管理運用について）

- 市町村の CS を廃止する場合は、住基ネットと住民記録システムの間の責任分界点をどこに設定するかを検討する必要がある。これに関する記載を追加すべき。
- 市町村の CS の廃止の前に、プログラムの配布方法の見直しにより負担軽減を図っていただくのはありがたい。

（都道府県による住民サービスの提供に必要な住民情報の取得・活用方策等について）

- 都道府県が、住基ネットの都道府県サーバから、基準日における都道府県内住民の情報を取得することができれば、東京都の「018 サポート事業」のように、都道府県での住民情報の活用につながると思う。
- 住基ネットの全国サーバと都道府県サーバの統合について、今後具体的な検討をお願いしたい。

（以上）